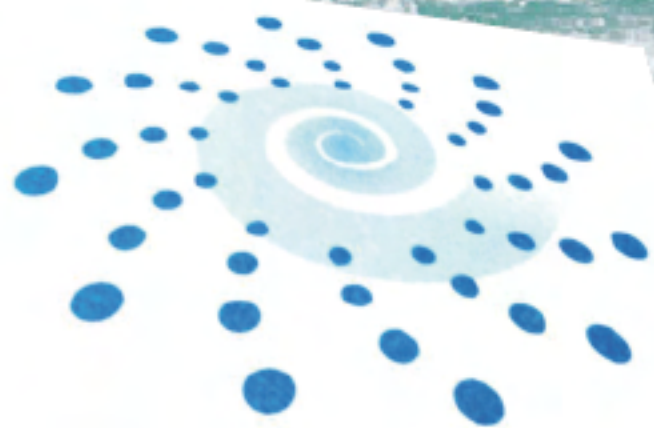


暮らしの中の法律を わかりやすくお届けします。

うずしお通信

2012
April



うずしお法律事務所
Uzushio Law Office

みなさまに役立つ
法律事務所を目指して

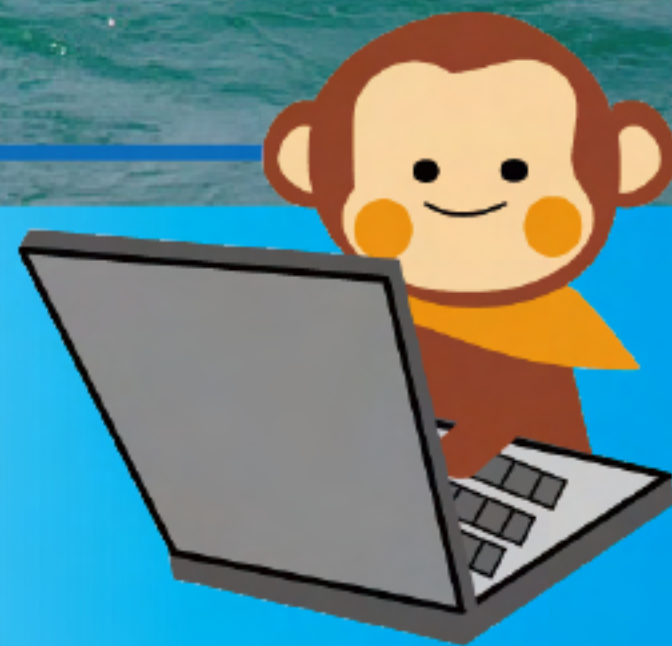
創刊号

今月のQ&A

離婚

失敗しないために、
これだけはチェックしておきたい

5つのポイント



お金・子ども・裁判

- ・理由と証拠
- ・離婚後の生活

離婚女婚

5つのポイント

ポイントに役立つ情報をお届けしています！



1

お金についての交渉を有利にすすめる必殺技

離婚の際に、お金の精算という話はどうしても出てきます。具体的には、慰謝料・財産分与・養育費・年金分割などがあります。慰謝料は、夫婦関係を壊したか、壊したことについてどちらに責任があるのかという点でお金を請求します。財産分与は、夫婦共同の生活のなかで形成した財産について、原則として夫婦均等に分けるという内容です。養育費は、子どもを監護する一方の親が他方の親に対して、原則成人に達するまで月々費用をもらいます。年金分割は、夫がもたらう年金と妻がもたらう年金とについて、婚姻期間中に積み立てられた金額については夫婦でわけるといいう制度です。慰謝料に関しては、請求する側が具体的にどのような行為を受けたかを赤裸々に主張する必要がありますし、財産分与は夫婦の財産を具体的に主張すること、養育費はそれぞれの収入を主張することになります。

お金

2

親権をGETするために必須の要件

親権とは、未成年者の子どもに対する身上監護権（子どもの世話や教育をする権利です。）と財産管理権（子どもの財産の管理や法律行為をする権利）の2つにわかれます。親権と監護権をわけることができますが、通常は一人の親が持ちます。離婚届の親権者の欄に名前が記入されていない場合は役所に離婚届を受理してもらうことができます。なので、親権に争いがある場合には協議離婚をすることができません。親権者を決める判断基準には、①子どもの性別・年齢、②子ども自身の発育状況、③子どもの意思、④子どもの父母との結びつき、④親の性格・心身の状態、⑤親の監護能力、⑥親の住宅環境、⑦親が育児に専念出来る時間があるのかどうか、⑧親の子どもに対する愛情の度合いなどが主に選ばれます。

子ども

離婚の有責者だからといって親権が得られないという訳ではありませんし、親の経済状況は養育費で解決出来るため、あまり重要な基準判断にはなりません。一番大事なのは、たとえ幼くても子どもがどのようなに互いの親のことを思っているかという点が大事だと思います。一般的には幼い子どもには母親が親権をとるのが望ましいという考えもありますが、結局は子どもへの福祉の観点からどちらのもとも子どもが生活することが望ましいかという判断になります。家庭裁判所の調査官がそれぞれの親や子どもとの話を聞き、養育環境についても家で行って調査をすることもあります。

3

交渉決裂！「裁判離婚」になってしまったら

離婚を争ったり親権が決まらなかったりあるいは金銭でもめた場合など、協議が難しい場合には、家庭裁判所に調停を求められます。調停は、通常の裁判手続と違い互いに顔を合わせることはなく、調停委員（男性1人、女性1人。地元の名士さんが選ばれます。）のもとで話を聞き、解決点を探ります。しかし合意に至らなかった場合には、調停は不成立となり、裁判を提起します（なお、裁判は調停が不成立にならないと起こすことができないので、いきなり裁判を提起することはできません。）

大事なのは、結婚から離婚までの具体的なストーリーを事細かく思い出し、もう必要がありません。そして、離婚したいというのであればその思いがごく自然であること、子どもの親権をとりたいたいのであればその思いがごく自然であることを訴える必要があります。

裁判

4

理由

&

証拠

浮気の場合は、メール、レシート、写真をチェック！

相手から暴力を受けたのであれば診断書や写真、相手に不貞行為があるのであれば、ホテルに出入りしている写真や携帯のメール、パソコンのメールなどがあります。その他生活状況について事細かく日記や手帳につけているのであればその日記や手帳が証拠となります。子どもの親権に関していえば子どもの手紙や意見、財産分与に関しては銀行の取引履歴やそれぞれの財産を明らかにする証拠が必要となります。むしろ、決め手となる証拠は1つだけでは不十分で、集められるだけ集めればよいとは思いますが、たとえば不貞について奥信所などで調査をすると費用が高額になるので、無理をしないことも必要です。

5

離婚届、姓の変更、再婚のほか、シングルマザーへの各種サポート

調停や裁判で離婚をしても、離婚届は役所に提出する必要があります。調停や裁判の場合、その調書を持参すればあとはすべての欄に自分一人で記入して提出すれば構いません。

なお、離婚などの法的問題で調停や訴訟で解決しようとしても費用がなく弁護士に依頼することができないときは、一定の要件のもとに訴訟費用、弁護士着手金、弁護士報酬、保証金などの費用を法テラスという組織が立て替える法律扶助制度もごさいますので、お気軽にお問い合わせください。このほか、離婚後の戸籍と姓の選択についての基礎知識、再婚時に注意する点、再婚相手の連れ子どもの法律関係などについても知っておくと良いと思います。この点について詳しくは当事務所のホームページに詳細を掲載しています。ぜひご覧ください。

離婚後の生活

はじめまして。うずしお法律事務所です。

うずしお法律事務所は、平成16年10月より「あわ共同法律事務所」で執務していた弁護士・瀧誠司が、平成23年12月19日に独立して新しく設立した事務所です。

当事務所の理念は、「いつもそばにいて気軽に相談を行える事務所であること」。相談者・依頼者にとって「常に最善の解決を提供する事務所」でありたいと願っております。

税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士など他士業と連携をはかり、相談者にとって何が一番重要かということを最大に考えていきたいと思っております。

私の業務が広く徳島県全体の貢献に役立てられればと考えております。

どうぞ末永くよろしくお願い申し上げます。

うずしお法律事務所 代表／ 瀧 誠司

瀧 誠司

profile

経歴

昭和50年12月1日生まれ 生後すぐ鳴門市で生活

鳴門市第一小学校→鳴門教育大学学校教育学部附属中学→徳島市立高校理数科を経て、

平成12年3月 東京大学法学部卒業

平成14年10月 司法試験合格

平成15年4月～平成16年9月 司法修習生(第57期 広島)

平成16年10月～ 徳島弁護士会登録 あわ共同法律事務所執務

平成23年12月19日 うずしお法律事務所を設立

取扱業務

貸金・不動産・交通事故等民事全般、離婚・相続等家事全般、労働事件 刑事事件(少年事件を含む)、破産等債務整理(特に離婚・相続、労働事件の業務を数多く経験しております)

その他

●平成22年4月から平成23年3月まで

「おはようたくしまプラス」週1回レギュラーとして出演

●平成23年4月～現在 徳島大学非常勤講師(「憲法と人権」担当)

●平成22年4月～現在 鳴門市「心配ごと相談」として

鳴門市社会福祉協議会で無料法律相談を実施中(月1回)

事務所MAP



パシフィックハーバー近くの
ローソン向かい。「鳥兄弟」のお隣です!

うずしお法律事務所

☎ / 088-678-9222

徳島市中洲町3丁目19-1 里美ビル101号

FAX / 088-678-9223

e-MAIL / info@uzushio-law.jp

～弁護士の日常を綴っています。ぜひご覧ください～

ホームページ

<http://www.uzushio-law.jp>



facebook

<http://www.facebook.com/profile.php?id=100002003481106>

